

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 54 年 6 月まで

私は、昭和 48 年 4 月から 54 年 6 月まで妻の両親が経営する会社に勤めていたが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同社の会計を担当していた義母が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていた。

ねんきん特別便で、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることを知り、日本年金機構に国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、「昭和 59 年に還付済み」との回答があった。しかし、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、当該期間の国民年金保険料が還付された記憶も無い。

申立期間が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者ではなく、当該期間の国民年金保険料も還付された憶^{おぼ}えは無いと述べており、オンライン記録によると、昭和 59 年 6 月に「厚生年金等加入」を理由として還付処理されていることが確認できるが、i) 申立人は、当該期間に被用者年金制度に加入していた形跡は見当たらないこと、ii) 申立人が当該期間当時勤めていたとするその会社は、厚生年金保険の適用事業所であったことを示す記録が見当たらないこと、iii) 当該期間当時、申立人と同じ会社に勤めていたその妻は、自身が別の会社に勤めていた期間を除き、国民年金の強制加入被保険者であり、被用者年金の被保険者でなかったことが確認できることから、当該期間について、納付済みとなっていた保険料を還付する合理的な理由が無く、誤った

還付事務処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私の夫が、長女が産まれた昭和49年*月頃に、夫婦二人の国民年金の加入手続を区役所で行った。私は、その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私が、夫婦二人分を納付書により金融機関の職員に頼んで納付してもらっていたが、保険料の月額及び納付頻度の記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料については、夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年*月頃に、その夫が、夫婦二人の国民年金の加入手続を区役所で行ったと主張しており、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が同年1月に連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、夫婦の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、夫婦の国民年金の加入手続時期は同年*月と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致する。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、オンライン記録で納付日が確認できる昭和59年4月から平成19年10月までの申立人及びその夫の納付日は同一である上、その夫の申立期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更

は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、納付意識が高かったものと認められ、申立人が、1回、かつ3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年10月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年10月1日まで
② 平成4年10月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額が20万円となっているが、同社では入社から退職するまで、50万円程度の給与が支給されていた。

また、平成4年10月頃にA社が倒産し、その後は、B社に経営が引き継がれた。私は、その移行期である申立期間②も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、申立期間②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年10月

1日)より後の同年12月22日付けで、遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の元取締役及び経理事務担当の元従業員は、「平成4年頃のA社は、資金繰りに苦労していた。」と述べていることから、当時、同社が社会保険料の納付について苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年10月1日)より後の同年12月22日付けで、遡って同年10月1日に申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本の記録から、A社は当該期間においても法人格を有していたことが確認でき、同社は、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所が、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、同社の経営を引き継いだとされるB社における申立人の被保険者資格取得日である平成4年12月1日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該訂正処理前の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年3月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成9年10月1日から10年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成9年10月から10年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から10年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、所持している市民税・県民税課税証明書及び給与所得の源泉徴収票に記載されている所得金額や記憶している給与額と比較すると、著しく異なる。
調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年3月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、3年3月から5年2月までの標準報酬月額は、30万円と記録されていたところ、同年3月31日付けで、遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる上、代表取締役及び当時の経理担当者についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該期間において、A社の監査役であったことが確認できるが、同社の当時の経理担当者及び元従

業員の1名は、「申立人は、社会保険の事務はやっていなかったように思う。」と述べている上、この経理担当者は、「A社は、経営不振で社会保険料を滞納していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている平成3年3月から5年9月までに係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、30万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成9年10月1日から10年10月1日までの期間について、申立人が所持する9年分及び10年分の給与所得の源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料から、申立人が当該期間において標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、既に死亡しており確認することができず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記源泉徴収票で推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成5年10月1日から9年10月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の15万円を上回る給与を得ていたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する平成9年分給与所得の源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額に見合う保険料であったことが確認できる。

また、オンライン記録において、当該期間における申立人の標準報酬月額等を遡って訂正するなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月31日から同年2月1日まで
私は、昭和25年9月にA社に入社し、57年12月末まで勤務していた。しかし、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にB社からA社へ異動した同僚の人事記録から、昭和39年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和33年5月1日から34年1月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が33年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から34年1月1日まで
② 昭和35年4月1日から38年9月1日まで

申立期間①については、A社において、B職の仕事をしていたが、厚生年金保険の記録によると、被保険者期間となっていない。

申立期間②については、C社D支社（現在は、同社E支店）において、正社員としてF職の仕事をしていたが、厚生年金保険の記録によると、被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間後に勤務したG事業所が保管している申立人の履歴書の前歴欄に、A社と記載されているとともに、申立人が記憶する同社の所在地と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における所在地が一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人が記憶する3名の同僚のうち、2名の被保険者記録が確認でき、同僚照会で回答のあった複数の同僚が申立人を記憶している上、当該同僚のうち1名が記憶する申立人の出身地と申立人に係る戸籍謄本における出生地が一致していることから、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人と姓が一字違うものの、生年月日が同一で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和33年5月1日、資格喪失日は34年1月1日）が確認できる。

加えて、当該期間当時、A社における被保険者記録の確認できる複数の同僚は、「申立人の姓と一字違う従業員はいなかった。」と証言していることから、上記の被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和33年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、G事業所が保管している履歴書の前歴欄に、「C社D支店」と記載されている上、同僚照会で回答のあった複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社D支社においてF職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「F職の人は、日雇、臨時従業員が多かった。」と供述しており、当時、H課及びI課等にJ職として勤務していた同僚は、「申立人は、傭員（臨時従業員）であったと思う。傭員は、社員に準ずる立場であったが、賃金、休暇等の労働条件が抑えられており、社会保険にも加入していなかったと思う。」と述べている。

また、申立人と同じF職であった同僚は、「私が記憶するC社D支社における勤務期間と被保険者期間は、2年6か月相違しており、この期間は、アルバイト及び試用期間であり保険料は控除されていなかった。」と述べている。

さらに、C社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間において、申立人の氏名は無い。

加えて、C社E支店は、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について、当時の資料が残っていないため、不明と回答している。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月31日から同年2月1日まで
私は、昭和15年4月にA社に入社し、57年5月まで勤務していた。
しかし、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にB社からA社へ異動した同僚の人事記録から、昭和39年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年8月31日から3年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立人の当該期間における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、2年8月及び同年9月は18万円、同年10月から3年3月までは22万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成3年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成4年3月31日から同年10月8日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月8日であると認められることから、申立人の当該期間における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成4年10月8日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日（同年10月8日）に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで

② 平成3年4月1日から同年6月1日まで

③ 平成4年3月31日から5年3月1日まで

私は、平成元年6月1日にA社に入社し、3年3月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間①が被保険者期間となっていない。

また、A社が社名を変更したB社に、平成3年4月1日から5年2月末日までの期間において勤務していたが、申立期間②及び③が被保険者期間となっていない。

いずれの申立期間においても、私は継続して勤務しており、仕事内容が変わることも無かったので、調査の上、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成2年8月31日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（3年2月1日）より後の同年4月8日付けで、2年10月の定時決定の記録を取り消した上で、遡及して行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社は、適用事業所でなくなった平成3年2月1日以後も株式会社として存続しており、同社は同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）が、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における当該処理前のオンライン記録から、平成2年8月及び同年9月は18万円、同年10月から3年3月までは22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務を行っていたとする複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、平成3年4月に係る厚生年金保険料が控除され、同年5月に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認

できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成3年4月の標準報酬月額については、申立人と同様の業務を行っていたとする複数の同僚の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社は、平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日前においては適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本により、同社は、同年4月1日から同年5月1日までの期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る平成3年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間③のうち、平成4年3月31日から同年10月8日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年3月31日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年3月31日）より後の同年10月8日付けで、同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、遡及して行われている上、申立人のほか29名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、B社は、適用事業所でなくなった平成4年3月31日以後も株式会社として存続しており、同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所が、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における資格喪失日に係

る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、社会保険事務所が当該資格喪失処理を行った平成4年10月8日であると認められる。

なお、平成4年3月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人のB社における当該処理前のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③のうち、平成4年10月8日から5年3月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務を行っていたとする複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、平成4年10月に係る厚生年金保険料が控除され、同年11月から5年2月までに係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月8日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち、平成4年11月1日から5年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成4年10月の標準報酬月額については、申立人のB社における上記喪失処理前の同年9月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社は、平成4年10月8日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日以降においては適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本により、同社は、同年10月8日から同年11月1日までの期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和56年12月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、同年4月から59年3月までの期間の保険料については、追納によらず納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から59年3月まで

私は、昭和56年12月に会社を退職し、翌年1月頃、私の父親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料は、父親が、両親の保険料と一緒に定期的に納付してくれていた。

父親は、申立期間の国民年金保険料の免除の申請手続を行ったことも、当該期間の保険料を追納により納付したことも無いとしている。仮に、免除期間とされた期間の保険料を追納したとすると、当該期間のうち、さきに経過した昭和56年12月から58年3月までの期間の保険料を納付せず、その後の同年4月から59年3月までの期間の保険料のみを追納することは考えられない。

私は、申立期間のうち、昭和56年12月の国民年金保険料が未納とされ、57年1月から58年3月までの期間の保険料が免除とされ、同年4月から59年3月までの期間の保険料が追納による納付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、当該期間の保険料の免除の申請手続を行ったことは無いと述べているが、
i) 特殊台帳によると、当該期間のうち、昭和57年1月から59年3月までの保険料欄に、国民年金法第90条による保険料申請免除期間と記載され、同摘要欄に、同免除期間の始期が57年4月及び58年4月と複数年度記載され

ていること、ii) 当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿でも、当該期間のうち、57年1月から59年3月までの保険料納付記録欄に、申請免除期間と推認される「申」の印が押されていることから、当該期間当時、複数の年度にわたる免除の申請手続きが行われていたと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその父親が、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの保険料を、追納により納付したはずは無いと主張しているが、i) 特殊台帳によると、当該期間の保険料の記録欄には、申請免除とされた期間に「年度完納」の印が押され、当該期間の保険料免除月数12か月が、全て納付済みに訂正されていること、ii) 当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿でも、当該期間の保険料納付記録欄に、「申」の印の上に、納付済期間と推認される「納」の印が押されていること、iii) 当時の社会保険庁の通達（昭和42年3月15日庁保発第3号）によると、当該期間当時、実務上、保険料の追納の申込みがないまま通常の納付書等により納付された場合、その際に使用された領収済通知書をもって追納の申込みを受けたものとみなして取り扱ってもよいとされていたことから、当該期間当時の行政の事務処理に、特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和56年12月は、国民年金保険料の免除期間直前の期間であり、国民年金に加入後すぐに免除の申請手続きを行いながら、加入直後の1か月の保険料のみ納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和56年12月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたこと、及び同年4月から59年3月までの保険料を追納によらず納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和56年12月から58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、同年4月から59年3月までの期間の保険料を追納によらず納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6961 (事案 6104 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

私は、昭和42年11月頃、区役所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と国民年金保険料を、遡って納付した記憶がある。その後、私が私の夫の分と一緒に国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間については、未加入とされている期間や、国民年金保険料が未納とされている期間があることに納付できない上、厚生年金保険に加入していた期間は、重複納付となるので、保険料を還付してほしい。

再申立てを行うに当たって、新たな資料は無いが、平成10年*月に60歳に到達した際に、区役所から送付されたはがきに30年間未納はないと書かれていたことを思い出した。そのはがきが確認できれば納付していたことを証明できる。

前回の委員会の判断に納付できないため、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月頃に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は、44年7月と推認され、申立内容と一致しないこと、ii) 43年9月、同年11月及び同年12月について、国民年金保険料を納付していたとすれば、厚生年金保険との重複納付となり、国民年金保険料は還付されることとなるが、オンライン記録等には、当該期間の保険料が還付された形跡は見当たらないこと等から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年9月14日付けで年金記録

の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料は無いが、平成10年*月に60歳に到達した際に、区役所から送付されたはがきに30年間未納はないと書かれていたことを思い出したと述べているところ、申立人が、申立期間当時居住していた市の年金担当課からは、資料が保管されていないので分からないとの回答であり、申立人が主張するような内容のはがきの存在を確認することはできない。

また、申立人が当時居住していた市を所管していた年金事務所からは、そのはがきがどれなのか特定ができないが、60歳到達後に受給権が発生する被保険者に送られるはがきと推認されるとの回答を得たが、そのはがきには、申立人が主張するような内容（30年間未納はない。）は記載されていない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 62 年 12 月に会社を退職したことを契機に、63 年 1 月に区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により、自宅近くの郵便局で定期的に納付していた。私の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間の日付及び当時居住していた区の印が押されており、それらは、当該期間の保険料を納付していたことを示す記録であると思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 1 月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 10 月に払い出されたものであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 4 年 10 月の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、申立期間の日付及び当該期間当時居住していた区の印が押されていることから、それらが当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示すものであると

主張しているが、同手帳の同欄に記載された日付及び区役所の印は、加入手続時期及び保険料の納付の有無に関係なく、被保険者として加入すべき期間の日付及びその確認印であることから、当該期間の保険料の納付の有無を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 10 日から 51 年 12 月 1 日まで
私は、申立期間において、A事業所（現在は、B事業所）に賃金職員のC職として勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、B事業所が保管する申立人に係る人事記録において、昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 3 月 15 日までは「家事従事」、同年 3 月 16 日に「賃金職員として採用」と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 51 年 4 月 1 日であることから、申立期間のうち、50 年 9 月 10 日から 51 年 4 月 1 日までの期間については適用事業所となっていない上、B事業所は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る届出及び保険料控除については不明。」、また、「当時の賃金職員であったC職の厚生年金保険加入状況についても不明。」と回答している。

さらに、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者全て（4名）に照会し、回答があった3名の職種はいずれもD職であり、当該3名は厚生年金保険の加入の取扱いについては分からないと回答している上、申立人が記憶する賃金職員であったとする同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月頃から 31 年 2 月頃まで
② 昭和 31 年 2 月頃から同年 8 月 7 日まで

私は、申立期間①において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

また、A社を辞めてすぐの、昭和 31 年 2 月頃からB社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が同年 8 月 7 日となっており、被保険者期間が 1 か月のみとなっていることに納得できないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げている同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚及びそのほかの複数の同僚は、「A社では入社時に試用期間があった。」と供述している。

また、A社の元事業主は、「社員の入社時に試用期間等を設けており、一定期間を経てから厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、同社は、必ずしも全員を入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は当該期間においてB社に勤務していたと述べている。

しかし、B社は、既に解散しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げているB社の同僚のうち連絡が取れた一人及びそのほか複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、同僚の一人は、「入社時に試用期間ないしは見習期間があった。」と供述していることから、当時、B社においては、必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和31年8月7日となっており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月頃から 51 年 2 月頃まで
② 昭和 54 年 4 月頃から 57 年 1 月頃まで

私は、申立期間①はA社にアルバイトとして、申立期間②はB社に契約社員として、フルタイム勤務をしていたが、厚生年金保険の記録によると、これらの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和 51 年 10 月 1 日から同年 12 月 28 日までの期間において、同社に係る被保険者記録が確認できることから、申立期間①より後ではあるものの、申立人が同社に勤務していた事実は確認できる。

しかしながら、申立人は、「A社では、アルバイトとしてフルタイム勤務していた。」と主張しているところ、同社は、「アルバイトは社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が記憶しているA社でアルバイトとして勤務していた2名の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同2名のうち、1名は、「アルバイトなので、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述し、1名は、「アルバイトだから、厚生年金保険に加入していない。給与から保険料が控除された記憶は無い。」と供述している。

さらに、C健康保険組合は、「保管している当時の加入記録に関する

資料では、申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を調査したが、申立期間①及び前記申立人の同社に係る雇用保険の加入期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無い。

申立期間②について、同僚の供述から、申立人が当該期間のうち、一部の期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「会社で保管している台帳には、健康保険と厚生年金保険の加入者の氏名が健康保険の資格取得順に記録されているが、申立期間②の昭和54年から57年頃までのページに申立人の記録は無い。」と回答している。

また、D健康保険組合は、「申立期間②及びその前後1、2年間の記録を調査したが、申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないが、当該期間又は当該期間後に、同社において厚生年金保険の被保険者期間のある同僚から抽出した5名全員には厚生年金保険の被保険者期間とほぼ一致する雇用保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②に係るオンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年3月1日から5年10月1日までの期間、及び9年1月1日から10年8月27日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から9年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から10年8月27日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、所持している所得税の確定申告書及び市民税・県民税課税証明書に記載されている所得金額などと比較すると、著しく異なる。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年3月1日から5年10月1日までの期間について、当該期間のうち、2年3月から5年2月までの標準報酬月額は、オンライン記録では、当初、50万円と記録されていたところ、3年3月から5年2月までの標準報酬月額が、同年3月31日付けで15万円に引き下げられ、その後、2年3月から3年2月までの標準報酬月額が、7年3月24日付けで15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、閉鎖登記簿謄本により、当該期間当時、A社の代表取締役であったことが確認でき、オンライン記録においても申立人は事業主とされている。

また、A社の当時の経理担当者は、「経営不振で社会保険料を滞納していた。社長（申立人）同意の下、滞納した社会保険料を減らすため、社長夫妻及び私の標準報酬月額を社会保険事務所（当時）の指示どおり遡及して訂正した。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該期間における自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月1日から9年1月1日までの期間について、申立人が所持する平成8年分の所得税の確定申告書から、当該期間のうち、8年1月1日から9年1月1日までの期間において、申立人が事業主により給与から控除されていた保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料であったことが推認できる。

また、平成5年10月1日から8年1月1日までの期間については、申立人は、給与額や厚生年金保険料控除額について確認することができる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、オンライン記録において、当該期間における申立人の標準報酬月額を遡って訂正するなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成9年1月1日から10年8月27日までの期間について、申立人が所持する平成10年（9年分所得）市民税・県民税課税証明書及び平成10年分所得税の確定申告書により推認できる厚生年金保険料額に見合う当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている

ところ、申立人は、閉鎖登記簿謄本により、当該期間当時、A社の代表取締役であったことが確認でき、オンライン記録でも申立人が事業主とされている上、上記の経理担当者の供述から、申立人は同社における社会保険事務に関与していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8123 (事案 7689 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 5 月 30 日まで

今回は、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違していることについて申立てをしたところ、社会保険事務所(当時)からの請求に基づいて納付しただけなのに、記録の訂正が認められなかった。しかし、標準報酬月額の改ざんを強要された虚偽の内容であっても、公的機関である社会保険事務所からの請求額に従って会計処理を行わざるを得ない。その結果、会社として脱税とみなされる恐れがある。「標準報酬月額の改ざんの強要」が問題なのであって、正しい会計処理をしたことが却下の理由になることは全く理解できないので、再度、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間において支給されていた給与額は 40 万円程度であったと述べている。しかし、申立人は、「申立期間当時、社会保険料の滞納が発生し、社長の指示により標準報酬月額を引下げを届け出た。また、給与からは引き下げた標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が控除されていた。」と述べていることなどから判断して、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 4 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等はなく、「標準報酬月額の改ざんの強要が問題である。」と述べているが、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 7 年 11 月 1 日付けで月額変更されており、遡った訂正処理ではないことから、当該月額変更が不合理な処理

であったとは言えない。

また、申立人は「正しい会計処理をしたことが却下の理由になることは全く理解できない。」と述べているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正のあっせんを行うことができるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、申立期間における厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録の標準報酬月額から算出された厚生年金保険料と同額であった場合、特例法による保険給付の対象に当たらないこととなる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から 60 年 2 月 13 日まで
私は、A市にあったB社（現在は、C社）に昭和 59 年 1 月 1 日から 60 年 2 月 12 日までの期間においてD職として勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する賃金台帳及び給与支払報告書から、申立人が昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 2 月 9 日までの期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の賃金台帳によると、昭和 59 年 9 月から 60 年 2 月までに支払われた申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C社は、「申立人は、パート雇用のため厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、E健康保険組合が保管する申立期間に係る被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月頃から 34 年 1 月頃まで
② 昭和 34 年 1 月頃から同年 12 月頃まで

私が中学校を卒業してすぐのA社で働いていた申立期間①と、B社で働いていた申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。昭和 37 年に作成した履歴書の写しを添付するので調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと主張している。しかしながら、オンライン記録によると、A社は、C県内において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、D地方法務局において、A社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

申立期間②について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②当時、事務を担当していたとする同僚は、「申立人は、常勤社員ではなく、臨時雇いか日雇だった。当時、会社では、常勤社員以外は社会保険には加入させていなかった。」と供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、B社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで
私は、職業訓練所を修了した後、申立期間において、A社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の社会保険担当者の証言から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が無い。」と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間に厚生年金保険の被保険者であった同僚に照会したところ、複数の同僚が、「試用期間があった。」と回答している上、上記社会保険担当者は、「設立当初からの会社の方針で、社員は、入社後1年から2年間は試用期間（臨時社員）で、厚生年金保険には加入させず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月頃から13年4月頃まで

私は、申立期間にA社でB職及びC職として勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。

当時の社員旅行の写真及び名刺を所持しているもので、勤務していたことは間違いない。給与は毎月現金で渡されており、給与明細書のことは覚えていないが、厚生年金保険料は控除されていたはずである。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、申立人の所持する社員旅行の写真及び名刺から、期間は特定できないものの、申立人がA社に係る業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の社会保険担当者は、「申立人は社員ではなく、外注と呼ばれていた一人親方のような立場で働いていた。申立人の給与明細書を作成した記憶は無い。」と述べている。

また、A社は、「社員であれば、給与は全員振込だった。現金で受け取っていたのであれば、申立人は社員ではなく、外注の人だったと思われる。社員は全員、厚生年金保険に加入させていたが、外注の人は加入させていなかった。」と回答している。

さらに、A社は、平成9年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は、「同時期に事実上倒産しており、以後、業務は一切行っておらず、建物も無くなった。申立人が平成13年4月まで勤務したということはある得ない。」と回答している。

加えて、申立人は、D市の記録によると、申立期間全てを含む平成元年

3月29日から21年8月23日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。